

四役・中央執行委員

各 単組委員長 殿

地区港湾議長(委員長)



## 公文第 69 号(2 月 19 日付)事前協議違反のストライキの延期について

既報の通り、2 月 19 日(火)に開催した第 1 回中央港湾団交終了、事前協議違反について、「産別の根幹をゆるがす重大な事態である」として、日港協に 2 月 28 日始業時から 3 月 1 日始業時までのスト通告を行った。今回の件については 2 月 4 日に申し入れ文書を提出し、説明も行ったが、2 月 19 日まで、何らの対応も示さず経過したことに抗議するとともに、事前協議違反を見逃ごすことなく毅然とした姿勢を日港協に求める抗議のスト通告となった。

スト通告を受け、日港協からの申し入れで 2 月 22 日(金)及び、同月 25 日(月)朝から労使折衝を行った。その中で、日港協は「事前協議制度が港運労使にとって重要な制度である」ことを繰り返し表明しつつ、その「厳格運用」を約束した。

一方、組合側は本件の事案となった当該ユーザーとの関係において、必要な対応を行うよう強く要請したが、事態の進展にまで至らなかった。

こうした状況をふまえ、2 月 25 日(月)16 時 30 分から開催した緊急常任中執は、状況を分析するとともに、下記の取り組みの確認を行ったので、各単組・地区港湾として、必要な体制をとることを指示する。

### 記

#### 1. 緊急常任中執の確認事項。

- (1) 事前協議制度の重要性並びに、その厳格運用を労使で確認した。
- (2) しかし、本件の事前協議違反の問題については、いまま日港協として引き続き対応し、注視をしている状況である。
- (3) したがって、本件に関わっての労使協議を今後も継続すると判断した。よって、2 月 28 日(木)の 24 時間ストは延期する。
- (4) なお、経過などの詳細については、3 月 5 日に開催する中央執行委員会(第 1 回中闘委)において報告し、今後の取り組みを検討する。

#### 2. 以上をふまえ、次の通り指示する。

- (1) 各単組・地区港湾は公文第 69 号に基づく実力行使を延期する措置を取ること。
- (2) 各単組は、各地区港湾の取り組みが混乱なく進められるよう縦指示を取り組むこと。

以 上